

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの 一体的実施に向けた提案

平成 27 年 5 月 29 日

長野県長野市

1 提案の概要

長野市福祉事務所にハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）等、（以下「生活保護受給者等」という。）を対象に、福祉事務所とハローワークが連携し、一体的な就労支援を実施する。

2 提案趣旨

長野市における生活保護受給状況は、リーマンショック後の平成 21 年 3 月末で被保護世帯数が 1,817 世帯、被保護人員が 2,408 人、保護率が 6.2%であったものが、平成 27 年 3 月末被保護世帯数が 2,405 世帯、被保護人員が 3,123 人、保護率が 8.2%と生活保護受給者が急増し、その後も高止まりで推移しており、「その他世帯」にあつては、受給者全体の 14.4%となっている。

現在も長野市とハローワーク長野は、「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」に基づき、連携した就労支援の取組を実施しており、就労意欲の高い支援対象者については、十分な効果を得てきたが、就労意欲が低い支援対象者にあつては、自ずと就労に結びつく可能性が低くなるなど就労支援にも限界があり、福祉と雇用の両面からの効果的な早期支援が必要である。

今後は、長野市福祉事務所にハローワーク長野の職業紹介機能を持つ一体的実施施設を設置し、ハローワーク業務と福祉事務所業務の連携と情報共有が進むことで、生活保護受給者等の求職活動の利便性が向上するとともに、ワンストップで生活保護受給者等に対する就労支援強化が期待できるため、ハローワークと長野市の一体的な就労支援の実施を提案する。

3 実施内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者等とする。

(2) 設置場所

長野市役所（第2庁舎2階の生活支援課内） 長野市大字鶴賀緑町1613番地

(3) 実施内容

長野市の福祉施策とハローワーク長野の就職支援施策等を一体的に実施する施設として、長野市福祉事務所内にハローワーク長野の福祉・就労支援コーナーを設置する。

長野市は、この施設を積極的に活用し、生活保護受給者等の個々の課題に応じた職業相談・職業紹介・就労後のフォローアップまで一貫した就労支援をきめ細かく行う。

ア 長野市の支援内容

(ア) ハローワーク長野の福祉・就労支援コーナーの設置場所を提供する。

(イ) 就労可能（稼働能力有）な生活保護受給者等に対し、ハローワーク長野の福祉・就労支援コーナーでの相談を積極的に促し、早期の就労支援を行う。

(ウ) 当市のケースワーカー及び就労支援員がハローワーク長野の就労支援ナビゲーターと連携、協力し行う従来の就労支援は継続する。

(エ) 関係部署及び関係機関との連絡調整

イ ハローワーク長野の支援内容

(ア) 職業相談・職業紹介・就労支援

(イ) ハローワーク求人情報提供及び労働市場情報の提供

(ウ) 各種支援制度に関する情報提供

(エ) 職業訓練の案内

(オ) 関係機関との連絡調整

(4) 就労支援チーム及び事業運営協議会の設置

ア 就労支援チーム

(ア) 事業責任者（当市の就労支援担当査察指導員、ハローワークの統括職業指導官）

(イ) 実務担当者（当市のケースワーカー及び就労支援員、ハローワークの就職支援ナビゲーター）

イ 事業運営協議会構成員

(ア) 長野市（保健福祉部生活支援課、こども未来部子育て支援課、商工観光部産業政策課雇用促進室）

(イ) ハローワーク長野、長野労働局（地方訓練受講者支援室）

(ウ) その他関係機関・団体

(5) 支援対象者及び事業目標

ア 支援対象者

生活保護受給者等のうち、就労が可能で、サポートが必要な者

イ 事業目標

事業目標（年間支援対象者数、就職者数等）については、運営協議会を設置し協議のうえ決定する。

(6) 実施（相談）体制

ア 長野市

(ア) 生活保護受給者

ケースワーカー、査察指導員、就労支援員

(イ) 住居確保給付金受給者

まいさば長野市の支援員

(ウ) 児童扶養手当受給者

児童扶養手当担当者、母子父子自立支援員

イ ハローワーク長野

就職支援ナビゲーター 2名

(7) 経費負担等

ア 長野市

(ア) 光熱水費（電気料等）

(イ) 電話料

イ ハローワーク長野

(ア) ハローワークシステム職員紹介端末 2台

(イ) ハローワークシステム職員端末用プリンター 1台

(ウ) 求人検索機 2台

(エ) その他什器等（事務消耗品を含む）

(オ) システム導入費及び設置工事費

(カ) 就職支援ナビゲーター2名分の人件費

(キ) 回線使用料

(8) 実施時期

平成28年1月設置予定

(9) 期待される効果

ア 市民に身近な場所においてワンストップサービスが可能

イ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスを総合的に提供